

## 研究室資料取扱要領

平成20年4月1日  
公立大学法人福井県立大学要領4号

### (趣旨)

第1条 この要領は、福井県立大学附属図書館利用細則第10条の規定に基づき、教員研究費購入図書<sup>1</sup>の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (分置図書)

第2条 教員が自らの教員研究費その他の研究資金により購入した図書・学術雑誌で、教育研究上、当該教員の研究室に常備する必要があるもの(以下「分置図書」という。)は、分置することができる。

### (使用責任者)

第3条 分置図書は、使用責任者である当該教員が管理する。

### (期間)

第4条 分置期間は当該使用責任者の在職期間中とし、使用責任者は、附属図書館長が発行する研究室分置図書一覧により、保管状況を確認する。

### (返却)

第5条 分置の必要が無くなった図書・学術雑誌は、速やかに附属図書館に返却する。  
2 附属図書館に返却された雑誌のうち、重要な学術雑誌は、原則として製本し、保存する。

### (相互利用)

第6条 分置図書は、教育研究に支障が無い範囲において、国立情報学研究所目録所在情報サービスにおける図書館間相互貸借システム(I L Lシステム)に協力する。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。